

モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準

<2010年04月>

モバイルアフィリエイト協議会

<<http://ma-c.org/>>

目次

ページ

はじめに	1
1 適用範囲	2
2 用語定義	2
3 要求事項	2
3.1 一般要求事項	2
3.2 計画	2
3.2.1 運用方針	2
3.2.2 モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査に関する審査基準の整備	3
3.2.3 調査・分析及び対策	3
3.2.4 内部規程の整備	3
3.2.5 体制の確立	3
3.3 実施及び運用	3
3.3.1 モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査	3
3.3.1.1 媒体主登録時審査	3
3.3.1.2 媒体登録時審査	3
3.3.1.3 登録媒体審査	4
3.3.1.4 外部情報による審査	4
3.3.2 外部情報への対応	4
3.3.3 意思決定機関の設置	4
3.3.4 委託先の監督	4
3.3.5 教育	4
3.3.6 文書管理	4
3.3.7 記録管理	4
3.4 点検・評価	4
3.4.1 運用点検	4
3.4.2 評価	4

3.5	改善	5
3.5.1	取組みの見直し	5
3.5.2	指摘による是正対応.....	5

はじめに

モバイルアフィリエイト協議会（以下「MAC」という。）は、健全なモバイル関連業界の継続的発展のために、悪意あるユーザーを排除し、モバイルコンテンツ市場の健全化を促進し、更に発展させるべく、モバイルアフィリエイト事業者に対し事業の運用管理体制の整備を求めてまいります。

本基準は、モバイルアフィリエイト事業者の運用管理体制につき計画、実施及び運用、点検・評価、改善するためのモデルを提供することを目的として作成したものであります。

1 適用範囲

モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準(以下、「本基準」という。)は、MACの会員に求められるモバイルアフィリエイト事業の運用管理体制について要求事項を規定するものです。

事業者は、本基準を用いて、自らのモバイルアフィリエイト事業運用管理体制を計画、実施及び運用、点検・評価、改善するとともに、当該運用管理体制が本基準を満たしていることを自らまたは外部組織により確認するものとします。

2 用語定義

事業者

MAC入会申込を行ったモバイルアフィリエイト事業を営む法人、その他団体及び個人。または、MAC会員。

媒体主

事業者のモバイルアフィリエイトサービスを利用するユーザー。

文書

モバイルアフィリエイト事業の運用管理体制において、参照されることを前提として作成されたもの及び実務の証跡を記録する雛型。

記録

モバイルアフィリエイト事業運用管理体制の実務を行った証跡となるもの。

モバイルアフィリエイト事業従事者

事業者のモバイルアフィリエイト事業に従事している者。(事業者の雇用関係にある者、役員、および派遣社員、委託先等も含む。)

モバイルアフィリエイト事業管理責任者

モバイルアフィリエイト事業運用管理体制を管掌する責任者、またはモバイルアフィリエイト事業運用管理体制の実施及び運用に関する責任及び権限をもつ者。

評価員

モバイルアフィリエイト事業運用管理体制を評価及びその報告を行う責任及び権限をもつ者。

3 要求事項

3.1 一般要求事項

事業者は、本基準を満たすモバイルアフィリエイト事業運用管理体制を計画、実施及び運用、点検・評価、改善しなければならない。

3.2 計画

3.2.1 運用方針

事業者の代表者またはモバイルアフィリエイト事業管理責任者は、モバイルアフィリエイト事業の健全化のために、自ら整備する運用管理体制について理念を明確にした運用方針を定めなければならない。また、当

該運用方針は文書化するとともに、モバイルアフィリエイト事業者への周知及び一般公開すること。

3.2.2 モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査に関する審査基準の整備

事業者は、モバイルアフィリエイト事業で取り扱う媒体主と媒体の審査に関する審査基準を整備しなければならない。尚、事業者の審査基準は本基準を満たすものでなければならない。

3.2.3 調査・分析及び対策

事業者は、モバイルアフィリエイト事業で取り扱う媒体主及び媒体について、事業者の内部規程に基づいた調査を実施するとともに、その結果を分析し、必要な対策を講じ、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制が本基準を満たす状態を維持すること。

3.2.4 内部規程の整備

事業者は、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制の計画、実施及び運用、点検・評価、改善について、次に示す事項を含む方針、体制、運用を規定した文書を作成し、維持すること。

- a) モバイルアフィリエイト事業者の体制及び権限と責任に関すること。
- b) 取り扱う媒体主及び媒体の審査基準、審査方法に関すること。
- c) 取り扱う媒体主及び媒体の審査手順に関すること。
- d) 取り扱う媒体主及び媒体の審査結果記録の作成、管理、報告に関すること。
- e) 取り扱う媒体主及び媒体の審査において問題を確認した場合における媒体主への対応に関すること。
- f) 関係法令の遵守に関すること。
- g) 機密情報の管理に関すること。
- h) 外部関係機関からの情報や一般からの通報、問い合わせ対応に関すること。
- i) モバイルアフィリエイト事業者の教育に関すること。
- j) モバイルアフィリエイト事業運用管理体制における文書・記録の作成、管理に関すること。
- k) モバイルアフィリエイト事業運用管理体制の実施及び運用の点検・評価に関すること。
- l) モバイルアフィリエイト事業運用管理体制の見直しに関すること。

3.2.5 体制の確立

事業者は、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制の計画、実施及び運用、点検・評価、改善に不可欠な体制を用意すること。

3.3 実施及び運用

3.3.1 モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査

事業者は、モバイルアフィリエイト事業において取り扱う媒体主及び媒体の審査について、その手順を明確にし、確実に実施しなければならない。

3.3.1.1 媒体主登録時審査

事業者は、媒体主登録時に媒体主の信用調査を行い反社会性を有していないことを審査しなければならない。

3.3.1.2 媒体登録時審査

事業者は、媒体登録時に媒体主からの媒体登録情報をもとに、媒体を目視にて全件審査し、問題のある媒体には、適切な対応を行わなければならない。

3.3.1.3 登録媒体審査

事業者は、媒体登録後も審査基準で定めた審査対象媒体を目視にて審査し、問題のある媒体には、適切な対応を行わなければならない。

3.3.1.4 外部情報による審査

事業者は、警察照会、外部関係機関からの連絡、また一般からの通報や問い合わせ等にて、審査が必要と判断した媒体を目視にて審査し、問題のある媒体には、適切に対応を行わなければならない。

3.3.2 外部情報への対応

事業者は、一般からの通報、問い合わせを受け付ける窓口を設置、維持するとともに、通報、問い合わせへ適切に対応しなければならない。また、事業者は、警察や外部関係機関等と情報共有が必要な場合には適切に対応すること。

3.3.3 意思決定機関の設置

事業者は、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制が本基準を満たす適切な状態を維持するために必要な対応等を検討する為の意思決定機関又は会議体を設置し、定期的に会合を開催しなければならない。当該機関又は会議体には、モバイルアフィリエイト事業管理責任者の参加が必要である。

3.3.4 委託先の監督

事業者は、モバイルアフィリエイト事業に関する業務の全部または一部を外部委託する場合、その委託先にて、事業者の内部規程に定めるところと同等の業務が実施されるよう委託先選定に十分配慮し、委託先に対して必要な監督を行わなければならない。また事業者は、当該委託先も含め、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制が本基準を満たす適切な状態を維持しなければならない。

3.3.5 教育

事業者は、モバイルアフィリエイト事業従事者に対し、定期的に適切な教育を実施すること。

3.3.6 文書管理

事業者は、本基準で定めた文書を時点情報付きで作成し、適切に管理すること。

3.3.7 記録管理

事業者は、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制における実務記録を時点情報付きで作成し、適切に管理すること。

事業者は、モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査に関する記録を作成し、適切に管理すること。

3.4 点検・評価

3.4.1 運用点検

事業者は、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制が、適切に運用されているか否か、当該事業に関わる各部署において定期的に点検しなければならない。

3.4.2 評価

事業者は、評価員を選定し、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制が本基準を満たしているか定期的に評価しなければならない。

3.5 改善

3.5.1 取組みの見直し

事業者の代表者またはモバイルアフィリエイト事業管理責任者は、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制が本基準を満たした状態を維持するために、次に示す事項を考慮し定期的に見直すこと。

- a) 関係法令等の改正。
- b) 外部関係機関等の情報。
- c) 運用点検や評価による報告。
- d) 技術の進歩、社会情勢の変化。
- e) モバイルアフィリエイト事業従事者からの改善提案。

3.5.2 指摘による是正対応

事業者は、MAC からのモバイルアフィリエイト事業運用管理体制に関する指摘通知に対応するため、次に示す事項を含めた手順と体制を確立するとともに、適切な是正対応を実施、維持すること。

- a) 指摘通知内容を確認すること。
- b) 指摘通知箇所に関して原因を特定し、対応策を立案すること。
- c) 対応期限を定め、適切に是正対応を実施すること。
- d) 対応結果について記録を作成すること。
- e) 対応結果の有効性を確認すること。